

# 越前町国土強靱化地域計画

令和3年3月策定  
令和8年3月改定

越前町



# 目 次

## 第1章 計画の策定趣旨、位置付け等

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -

## 第2章 本町の特徴

- 1 位置及び地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 2 -
- 2 自然条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 2 -
- 3 交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 2 -
- 4 人口及び世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 3 -
- 5 主な災害被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 3 -

## 第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

- 1 基本目標等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 5 -
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 5 -

## 第4章 想定する自然災害と被害想定

- 1 地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 7 -
- 2 津波・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 8 -
- 3 風水害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 9 -
- 4 土砂災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 10 -
- 5 雪害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 10 -
- 6 大規模火災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 10 -

## 第5章 脆弱性評価

- 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定・・・・ - 11 -
- 2 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 12 -
- 3 評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 12 -

## 第6章 推進方針

- 1 リスクシナリオごとの施策方針・・・・・・・・・・・・・・・・ - 13 -
- 2 施策分野ごとの施策方針・・・・・・・・・・・・・・・・ - 21 -

## 第7章 施策の重点化

- 1 施策の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 27 -

## 第8章 計画の推進・進捗管理・見直し

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 28 -
- 2 進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 28 -
- 3 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 28 -

### (別紙1) 脆弱性評価結果

- 1 リスクシナリオごとの施策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 29 -
- 2 施策分野ごとの施策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 37 -

### (別紙2) 個別具体的施策一覧

- 1 個別施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 43 -

### (別紙3) 目標指標（K P I）進捗管理表

- 1 目標指標（K P I）進捗管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 45 -

## 第1章 計画の策定趣旨、位置付け等

### 1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を策定し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定した。

また、平成30年12月には、その後の発生した自然災害で得られた知見を追加するなどし、基本計画が策定され、令和5年7月にはデジタル新技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とした、新たな国土強靱化基本計画が策定された。

近年、大規模地震や大型台風、集中豪雨の多発など大規模自然災害の発生リスクが高まっている中、災害時において住民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する「災害に強いまちづくり」の一層の推進が必要となっている。

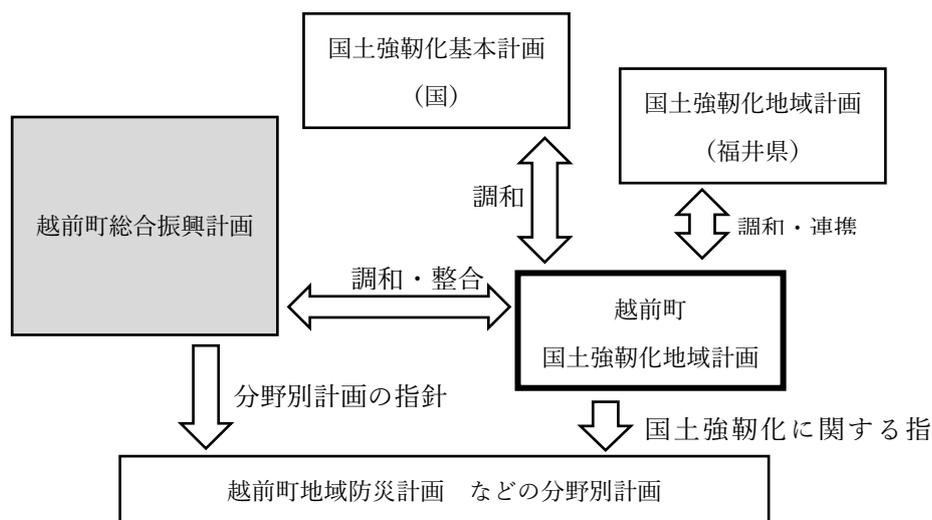
いかなる災害が起こっても機能不全に陥らず、地域の資源や地域の力を結集し、高齢者・障がい者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図るため「越前町国土強靱化地域計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、本町の将来への羅針盤である「越前町総合振興計画」や災害対策基本法に基づき策定した「越前町地域防災計画」等とも整合を図るとともに、本町の方針別計画等において国土強靱化に係る指針となるものである。

#### 【越前町国土強靱化地域計画と関係計画の関係】



### 3 計画期間

本計画は、中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、令和8年度から令和12年度の5年間とする。

## 第2章 本町の特徴

### 1 位置及び地勢

本町は、平成17年2月に朝日町、宮崎村、越前町及び織田町の4町村が合併して誕生した町で、福井県嶺北地方の西端に位置する。

町の大きさは、東西約17.9km、南北約17.3km、面積153.15km<sup>2</sup>で、西は日本海に面し、東は鯖江市、南は越前市、南越前町、北は福井市とそれぞれ接している。

町の大部分は越前岬を抱える丹生山地に属し、500m級の山々が海岸線付近まで迫ることから、越前岬を中心とした風光明媚な海岸線は昭和43年に越前加賀海岸国定公園に指定されている。また、町の東側は武生盆地の西縁に位置するものの、その面積は狭く、その他の平坦地も海岸線に沿って点在する海岸段丘や、主に天王川の流域に分布する河岸段丘のみであり、町域の大部分は山地で占められる。

### 2 自然条件

#### (1) 気象

町の気候は北陸地方特有の日本海型気候で、多雨多湿地帯に属しているが、海岸、平野、山地などの地形的な影響を受け、地域によって気象状況が複雑に変化する特性があり、次のように概説される。

#### (2) 気温

本町における年間平均気温は14℃前後を示すが、町の西方に位置する沿岸部は、対馬海流が北上してくる地理的な条件下にあるため、冬期は他の地域より特に温暖で、月平均気温の最低値が5℃を下回ることがない。しかしながら、丹生山地のほぼ中央に位置する地域では、気温の年較差が大きく内陸型の気温変化を示す。

#### (3) 降水量

町の平均的な年間降水量は2,100mm前後であるが、丹生山地など起伏に富む地形を擁するため、地域の降水量が多くなる傾向を示す。逆に、対馬海流が北上する沿岸部は、福井県下でも最も降水量が少なく、年間降水量は1,500mm前後である。

なお、降水量を季節的にみると、12月から翌年1月にかけての降水量が多く、4月及び8月の降水量が少なくなる特徴を持つ。

#### (4) 降雪の深さ

町域の降雪の深さは地域的な違いが大きく、丹生山地のほぼ中央に位置する地域では、1月から2月の積雪が40cm以上に達することが多いが、沿岸部は冬期が温暖な気候にあることから、最深でも10cm程度の積雪に留まり、福井県下でも積雪の少ない地域となっている。

### 3 交通

本町では、国道・主要地方道・一般県道を基本線として、東西・南北を基軸とする道路網が形成されており、山間部に点在する平坦地を結ぶように国道365号及び417号、

主要地方道 武生米ノ線が東西方向に通るほか、国道 305 号が海岸線に沿って南北方向に延び、武生盆地と越前海岸を結ぶ交通の要所となっている。

また、町民の公共交通としては、路線バス（福鉄・京福）が走っており、町は平成 18 年 6 月からコミュニティバス「フレンドリー号」を、令和 4 年 4 月からはチョイソコえちぜんを運行している。

#### 4 人口及び世帯数

本町の人口は 20,118 人（令和 2 年国勢調査）で、世帯数は 6,581 世帯である。また、年齢別の人口構成は、65 歳以上の高齢人口が 35%以上を占める一方、0～14 歳の幼少年齢人口は 11%台に止まっており、少子高齢化が進行している。

#### 5 主な災害被害

##### (1) 風水害

発生年月日	種類	主な被害状況
昭和 5 年（1930） 7 月 12 日	山崩れ	旧) 越前町[梅浦の山崩れ] 死者：9 名、負傷者：2 名 住家被害：7 戸
昭和 27 年（1952） 6 月 23 日	山崩れ	旧) 越前町[米ノ山崩れ] 死者：9 名、負傷者：2 名
昭和 51 年（1976） 10 月 29 日	高波	旧) 越前町 家屋全壊：9 戸、家屋半壊：57 戸 その他建物：63 戸、浸水：90 戸 被害船舶：62 隻
平成元年（1989） 7 月 16 日	落石	旧) 越前町[国道 305 号] 死者：15 名
平成 2 年（1990） 7 月 16 日	高波	旧) 越前町 負傷者：1 名、被災家屋：17 戸 漁船被害：32 隻
平成 10 年（1998） 4 月 15 日	崩壊災害	旧) 越前町 全壊：1 棟、半壊：2 棟 一部損壊：6 棟
平成 10 年（1998） 9 月 21～22 日	台風第 7 号 (大雨)	死者：1 名、負傷者：4 名 住家全壊：7 棟、住家半壊：12 棟 一部損壊：41 棟、非住家被害：28 棟 床上浸水：153 棟、床下浸水：216 棟
平成 16 年（2004） 11 月 27 日	高波	被災家屋：4 戸、漁船被害：15 隻
平成 29 年（2017） 10 月 23～24 日	台風第 21 号 (大雨)	避難勧告発令 負傷者：1 名 家屋半壊：1 件、一部損壊 9 件

平成 30 年 (2018) 7 月 5 ~ 7 日	西日本豪雨 (大雨)	避難指示 (緊急) 発令 家屋一部損壊 : 4 件、 床上浸水 : 3 件、床下浸水 : 6 件
令和 3 年 (2021) 7 月 29 日	梅雨前線 (大雨)	避難指示発令 負傷者 : 1 名 床上浸水 : 16 件、床下浸水 : 40 件

(2) 雪害

発生年月日	種類	気象概況	主な被害状況
昭和 38 年 (1963)	大雪 (38 豪雪)	織田観測所 (県警) 最大積雪 : 340cm	建物被害、林産被害 ※詳細不明
昭和 56 年 (1981)	大雪 (56 豪雪)	旧) 宮崎村役場 最大積雪 : 217cm	旧) 宮崎村 住家一部損壊 : 60 棟、 非住家全壊 3 棟 非住家一部損壊 : 87 棟など
平成 18 年 (2006)	平成 18 年 豪雪	織田分遣所 (消防) 最大積雪 : 94cm 笈松観測点 (役場) 最大積雪 : 168cm	越前町 負傷者 : 2 名 住家一部損壊 : 11 棟 非住家一部損壊 : 12 棟
平成 30 年 (2018)	平成 30 年 豪雪	丹南土木 (気比庄) 最大積雪 : 126cm 丹生分署 (消防) 最大積雪 : 124cm	負傷者 : 3 名 非住家全壊 : 37 棟 非住家半壊 : 11 棟 非住家一部損壊 : 5 棟
令和 3 年 (2021)	令和 3 年 豪雪	丹南土木 (気比庄) 最大積雪 : 78cm 丹生分署 (消防) 最大積雪 : 86cm	負傷者 : 1 名 非住家全壊 : 20 棟 非住家半壊 : 1 棟 非住家一部損壊 : 1 棟

## 第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

### 1 基本目標等

本計画における目標として、国の基本計画及び県地域計画に基づき、下記の4つの「基本目標」と6つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

#### (1) 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設の被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

#### (2) 事前に備えるべき目標

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る
- ⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する

### 2 基本方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

#### (1) 取組姿勢

- ①国、県、関係機関との連携強化、適切な役割分担
- ②町の強靱性を損なう本質的原因、強靱性を生かす特徴の検証
- ③短期的な視点によらず、長期的な視野を持った取組の実施
- ④地域特性を生かした災害に強い地域づくりによる地域活力の向上

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ①ソフト事業とハード事業を組み合わせた効果的な施策の推進
- ②住民、地域、行政等の適切な連携、役割分担（自助・共助・公助）
- ③平常時の有効活用

(3) 効果的な施策の推進

- ①財政資金の効率的な使用による施策の持続的实施に配慮した施策の重点化
- ②既存の社会資本の有効活用、効率的かつ効果的な維持管理

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ①強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備
- ②女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ③自然との共生、環境との調和及び景観の維持

## 第4章 想定する自然災害と被害想定

本町で発生した風水害等の記録のうち、その被害状況が明らかな昭和以降の災害の履歴をみると、昭和51年10月に越前地域の沿岸を襲った高波被害、平成元年7月に落石がマイクロバスを直撃して15名が亡くなった災害等が大きな被害として挙げられる。また、平成10年9月に台風第7号による大規模な災害が発生し、平成29年10月の台風第21号では、本町が始まって以来初めてとなる「避難勧告」を、平成30年7月の豪雨や、令和3年7月、令和5年7月の大雨では「避難指示」を発令するなど、年々災害の規模が大きくなる傾向にある。

なお、過去に発生した災害の履歴をみると、町域では、山崩れ、落石及び高波による災害が越前地区で多発している傾向が見受けられるが、平成10年の台風第7号や平成30年7月、令和3年7月、令和5年7月の豪雨のように、大雨によっても大規模な災害が発生することが想定される。

また、本町は県地域防災計画（原子力災害対策編）における「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」に設定されていることから、原子力災害についても想定する。

### 1 地震

福井県地震被害予測結果（平成23年）のうち、本町に最も影響を与える断層帯によるケースを想定した。

#### （1）想定断層

- ①福井平野東縁断層帯（想定M=7.6／断層長さ約45km）
- ②浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M=7.2／断層長さ約25km）

#### （2）震度分布

- ①福井平野東縁断層帯地震の最大震度は7
- ②浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は7

#### 【想定地震それぞれにおける本町の被害予測結果】

項目		①福井平野東縁断層帯	②浦底－柳ヶ瀬山断層帯
震度		4～6強	5弱～6弱
建物被害 (棟)	全壊 <sup>※1</sup>	39 (0.3%)	107 (0.8%)
	半壊 <sup>※1</sup>	149 (1.1%)	1,219 (9.3%)
	火災・延焼 <sup>※2</sup>	0 (0.0%)	0 (0.0%)
人的被害 <sup>※</sup>	死者数	1 (0.0%)	7 (0.0%)

(人)	負傷者数	18 (0.1%)	150 (0.6%)
	重症者数	2 (0.0%)	7 (0.0%)
	軽症者数	17 (0.1%)	144 (0.6%)
ライフ ライン 被害	上水道断水世帯数 (世帯)	734 (9.1%)	5,510 (68.6%)
	下水道被災人口 (人)	656 (2.8%)	439 (1.8%)
	停電軒数 (軒)	16 (0.2%)	160 (1.5%)
	電話不通回線数 (軒)	1 (0.0%)	9 (0.1%)
	L P ガス (件)	9 (0.2%)	2 (0.0%)
避難者数 (人)		762 (3.2%)	4,866 (20.5%)
	建物被害による	109 (0.5%)	1,198 (5.0%)
	断水による	653 (2.7%)	3,668 (15.4%)
震災廃棄物	重量 (千トン)	6	66
	体積 (千m <sup>3</sup> )	8	108

## 2 津波

福井県津波浸水想定図 (令和 2 年) と福井県津波シミュレーション (平成 24 年) を比較し、本町に最も影響を与える断層帯によるケースを想定した。

### (1) 平均津波高

津波断層モデルの地震エネルギーが大きくなったことなどにより、本町の平均津波高は高くなる。

平均津波高 (令和 2 年)	平均津波高 (平成 24 年)
3.9m	2.8m

### (2) 最大津波高

地形データを 50m 格子から 10m 格子に細分化したことや、新たに本町の陸域に近い F 5 2 断層を選定したことで、本町の最大津波高は高くなる。

最大津波高 (令和 2 年)	最大津波高 (平成 24 年)
F 5 2 断層 1.1~7.2m	F 5 1 断層 1.34~5.51m

### (3) 浸水面積

津波断層モデルの地震エネルギーが小さくなったことなどにより、本町の浸水面積は小さくなる。

浸水面積 (令和 2 年)	浸水面積 (平成 24 年)
49ha	71ha

※河川を除いた陸域において、1cm 以上の浸水が発生する面積

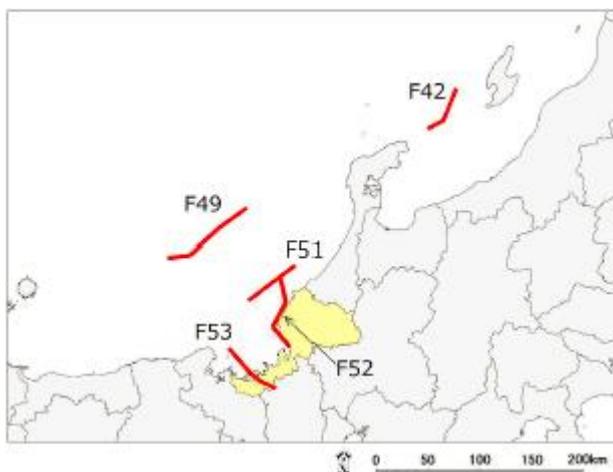
#### (4) 津波による最短の影響開始時間

今回、新たに陸域に近い断層モデル（F 5 2）を選定したことにより、本町の津波による影響開始時間が早くなる。

影響開始時間（令和 2 年）	影響開始時間（平成 24 年）
F 5 2 断層 1 分未満	大陸棚外縁、B、野坂 2~6 分

※海岸線から約 30m 沖合地点での地震発生後の海面に±20cm の海面変動の開始時間

活断層モデルの位置図



### 3 風水害

近年地球温暖化に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。本町においては、台風や暴風雨、集中豪雨などにより水害を受けやすく、特に朝日地区においては、中小河川の増水や用排水路に起因した局所的な内水氾濫の危険性が高まる傾向にある。

水防法に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがある河川は洪水予想河川、水位周知河川に指定されている。水防法の改正（平成 27 年）に伴い、計画規模の降雨及び想定最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を洪水浸水想定区域として指定・公表している。

#### (1) 計画規模の降雨

河川整備の目標とする降雨で、河川の重要度ごとに設定

#### (2) 想定最大規模の降雨

当該河川等における実績降雨だけでなく、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定

#### 4 土砂災害

本町では、地形的な特性から土砂災害の法指定区域や危険個所が多数分布している。台風や地震などの二次災害として土砂災害の発生が想定される。

【越前町の土砂災害防止法・急傾斜地崩壊防止法・地すべり等防止法による指定区域】

R7.1.21 現在

区分	箇所数（箇所）
土砂災害警戒区域	1001
急傾斜	729
土石流	260
地すべり	12
うち土砂災害特別警戒区域	916
急傾斜	720
土石流	196
地すべり	0
急傾斜地崩壊危険区域	56
地すべり危険地区	4

#### 5 雪害

平成 30 年豪雪による雪害を踏まえて最大積雪深を想定する。

■最大積雪深：126cm（平成 30 年 1 月）丹南土木事務所観測地点

#### 6 大規模火災

住宅が密集した地域において、強風・乾燥時の気象条件化で発生した火災については、大規模化する可能性がある。

最大の住宅密集地における火災として、次の事例による被害を想定する。

【最大規模の火災事例】

発生年月日	種類	主な被害状況
平成 5 年（1993） 4 月 7 日	住宅火災	旧）越前町道口 負傷者：1 名、全焼：17 棟、部分焼：10 棟（2,702m <sup>2</sup> ）
平成 17 年（2005） 11 月 9 日	住宅火災	越前町城ヶ谷 全焼：9 戸、部分焼：3 戸

## 第5章 脆弱性評価

### 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の新たな基本計画で設定されている35の「起きてはならない最悪の事態リスクシナリオ」を基に、本町の地域特性等を踏まえ17の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物の大規模な倒壊や大規模火災の発生による死傷者の発生
	2	1-2	大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	3	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生
	4	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生による死傷者の発生
	5	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	6	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	7	2-1	避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	8	2-2	避難所の運営機能の崩壊による避難所生活の長期化
	9	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	10	2-4	大規模な自然災害による被災地の医療機能の麻痺や感染症の同時発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	11	3-1	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	12	4-1	人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	13	5-1	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	14	5-2	交通ネットワークの機能停止
6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧・復興できる条件を整備する	15	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興等の大幅な遅れ
	16	6-2	復興を支える人材等の不足による復旧・復興等の大幅な遅れ
	17	6-3	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧・復興等の大幅な遅れ

## 2 施策分野の設定

リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置き、国の基本計画の施策分野を参考に、本町の状況に応じた9項目の個別施策分野を設定する。

個別施策分野	
①行政機能／防災・消防	⑥産業・農林漁業
②住宅・都市／土地利用・国土保全	⑦交通・物流
③防災教育	⑧情報通信
④保健医療・福祉／衛生	⑨学校・教育
⑤地域防災・コミュニティ	

## 3 評価結果

国が実施した評価手法や、「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」を参考に、本町における脆弱性の分析・評価を実施した。

具体的には、17のリスクシナリオごとに本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価をリスクシナリオごと、個別施策分野ごとに分けて「脆弱性評価結果」(別紙1)としてまとめた。

## 第6章 推進方針

前章の脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針をまとめた。

また、政策の進捗状況や達成度を把握するため、個別施策の一部については越前町総合振興計画の施策との整合を図り、越前町総合振興計画の目標指標（K P I）を用いて設定した。

### 1 リスクシナリオごとの施策方針

#### 【目標】①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### リスクシナリオ

##### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物の大規模な倒壊や大規模火災の発生による死傷者の発生 (住宅・建築物等の耐震化等の促進)

○旧耐震基準で建設された木造住宅に住居している町民に対して、耐震化・不燃化の必要性と支援制度の周知を強化し、耐震化・不燃化を推進する。

##### (避難場所および避難経路の整備)

○避難経路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者に対して、撤去の必要性と支援制度の周知を強化し撤去を促進する。

○災害発生時に緊急避難場所となる公園や広場を整備し、防災公園としての機能向上を図る。

○災害発生時に避難所に位置付けられている小中学校について、想定される避難者数や災害種別のリスクを十分に考慮の上、安全性や必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を踏まえた整備を促進する。

##### (消防活動体制の確保・装備等の充実)

○消防団員の必要人員を確保するとともに、消防活動の拠点となる分団車庫の整備や団員の装備等の充実を図る。

##### リスクシナリオ

##### 1-2 大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

##### (津波対策の推進)

○大規模地震及び大型台風発生時の津波、高潮による海岸付近の住宅被害や町民の被災を軽減するため、離岸堤の設置や漁港施設の機能強化を図る。

○平時から津波ハザードマップを活用し、避難場所や沿岸住民とともに設定した避難経路等を周知するとともに、津波対応訓練を重ねて、津波発生時に避難できる体制を構築する。

○学校の登下校中に津波が発生するなど、校外で災害に遭うことも想定されることから、学校関係者に加えて地域の協力も得ながら、実践的な防災教育を実施する。

○手摺の設置や段差の解消など、高齢者及び障がい者に配慮した避難路の整備を行うとともに、県が設定した津波浸水想定区域に基づく「津波避難計画」を策定する。

○津波避難経路上の町道橋について、長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うなど、適正に維持管理を行う。

## リスクシナリオ

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生

#### (洪水ハザードマップの周知・活用)

○国や県の動向を踏まえて、洪水ハザードマップの浸水想定区域等を適宜見直すとともに、マップを活用して、福井地方気象台等が発表する防災情報の収集や伝達方法、避難行動等を町民に周知し、水害に対する町民の危機管理意識の向上を図る。

#### (河川改修等の治水対策の推進)

○国や県が実施する河川改修事業の促進を図るとともに、氾濫の危険がある町管理の普通河川についても浚渫等を行うなど適切な管理を行う。

○浸水被害を未然に防ぐため、県に対し和田川排水機場の適正な運転管理と施設の更新を要望する。また、天王川ニヶ用水堰や、和田川南部排水機場等の河川管理施設についても、緊急性が高い順に整備・更新を行う。

○水田の治水機能を有効に利用するため、大雨時には水田の排水口を絞る堰板を設置するなど、排水路への流出を抑制し浸水被害を軽減する。また、事業対象者である地権者及び耕作者に対して、効果の周知と事業への理解を求め、浸水地域以外の上流域にも事業の拡大を図る。

○農業用ため池としての使用実態がなく、大雨等により決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるため池（防災重点ため池）について、調査実施計画を策定するとともに、廃止に必要な対策工事を行う。

○浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線の拡充や排水ポンプの設置等を検討する。

#### (防災教育等の推進)

○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早期作成を促すとともに、避難訓練の実施について助言や指導を行うなど、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める。

## リスクシナリオ

### 1-4 暴風雪や豪雪等に伴う道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生による死傷者の発生

#### (道路の除雪体制の強化)

○地下水や河川水の最大限の利用を考慮した上で、雪寒道路等における消雪設備の整備を推進するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する。

○除雪路線の増加に伴い、オペレーターや除雪機械台数の確保が困難な状況にあることから、建設業以外の異業種企業の参入や町職員の除雪オペレーターを確保するほか、他の自治体や関係機関との連携強化を図る。

○事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する県土木事務所などに対し迅速な対応を要請する。

#### (公共交通の安全で安定した運行の確保)

○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との情報共有を強化するとともに、町民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整備する。

#### (車両等の運行における燃料の確保)

○大雪災害時でも安定して燃料供給を行うため、燃料の搬入路線を確保するとともに、流通在庫情報の

収集に努める。

**(地域防災力の向上)**

- 除雪車位置情報システムを活用し、町民に対して除雪に関する状況を適切かつ迅速に発信する。
- 自治会等が行う雪かきを支援するため、町が保有するハンドガイド除雪機を無償で貸し出す。
- 雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの町民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援の充実を図る。
- 大きな除雪効果が得られるよう、町民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。

**(空き家対策の推進)**

- 町民の安全・安心を確保するため、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除去を支援する。

**リスクシナリオ**

**1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生**

**(土砂災害対策の推進)**

- 土砂災害の危険性が高い地域について、県の再調査による土砂災害警戒区域の追加指定に基づき、土砂災害ハザードマップを修正するとともに、町民に対して土砂災害を想定した避難訓練を実施し、避難場所や経路などについて周知を図る。
- 県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害の危険性の高い個所の対策を計画的に実施する。
- 土砂災害の防止や被害軽減のため、森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、森林組合や自伐林家による間伐、森林環境譲与税を活用した植林等の森林整備を支援する。

**リスクシナリオ**

**1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

**(町民等への情報伝達体制の強化)**

- 防災行政無線の災害情報等を的確に伝えるため、町内全ての世帯に戸別受信機を整備する。
- 外国人を含めた全ての町民に災害情報を的確に伝えるため、情報共有媒体の多重化・多言語化を図る。
- 防災拠点（避難所・避難場所等）において、大規模災害時でも迅速かつ確実に情報伝達できるよう、だれもが利用できる公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う。
- 観光客等など町内訪問者に災害情報が伝達できるよう、町内訪問者が気軽に使える防災アプリ等の整備を促進する。

**(地域防災力の向上)**

- 平時から民生委員等が担当する地域の要支援者を把握することができるよう、町が作成する避難行動要支援者名簿の対象者に関する情報共有を促進する。また、リスクを最小限に、なおかつ、安全安心に避難ができるよう、個別避難マニュアル等を整備する。
- 自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対し支援を行い、地域防災力の向上を図るとともに、防災訓練や研修等を通して防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

**(防災教育の推進)**

- 学校において、危機管理マニュアルの整備・見直しを行うとともに、自分の身を自ら守る力をつける

ため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災教育を計画的に実施する。

○全小中学校の教職員が県主催の防災教室をはじめ、危機対処能力と判断力を高める研修などに参加し、学校の防災管理・防災教育の充実を図る。

**【目標】②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ**

**リスクシナリオ**

**2-1 避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

**(物資供給体制の整備)**

○災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する。

○長期に渡り避難所生活を強いられた場合に、避難所への生鮮食料品を提供できるよう、民間事業者等との災害協定の締結を推進する。

○物資の輸送路が寸断された場合でも、安定して物資供給を行うため、輸送用ドローンの配備や離着陸ポート等を整備する。

**(応急給水体制の整備・生活必需品の備蓄強化・避難所の環境整備)**

○災害時の避難所となる小中学校グラウンド等に、非常用貯水装置を整備するとともに、応急給水体制を整備する。

○避難想定人数に基づき算定した3日分の食料・飲料水等の備蓄や、妊婦や乳幼児、アレルギー児を持つ家庭の避難も考慮した対応の強化を図る。

○気候の変動の備え、石油ストーブの整備や毛布・寝袋などの防寒用備蓄品を増強するとともに、熱中症対策として、小中学校体育館などに空調設備を整備する。

**(避難所等における感染症等の拡大防止)**

○避難所には、衛生物品やその他健康管理に必要な物品の整備を行う。

○指定避難所以外にも分散避難をするための施設を確保し、指定避難所と同様の健康管理体制を構築する。

**リスクシナリオ**

**2-2 避難所の運営機能の崩壊による避難所生活の長期化**

**(避難所のバリアフリー化の推進・避難所の生活環境の向上)**

○地区公民館などは、地域における災害時の活動拠点を担当施設であることから、新築を含め施設の耐震化と、洋式便器の設置などによるバリアフリー化を計画的に進め、避難者等の安全確保や利便性の向上に努める。

○避難者や要配慮者が支障なく過ごせるよう、小中学校に洋式便器や備蓄型トイレ、調理器具等を設置するとともに、体育館の建替え、大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフリー化を推進し、利便性の向上に努める。

○気候の変動の備え、石油ストーブの整備や毛布・寝袋などの防寒用備蓄品を増強するとともに、熱中

症対策として、小中学校体育館などに空調設備を整備する。

#### **(避難所の適切な運営)**

○町が実施する総合防災訓練で住民参加型の避難所運営訓練を行い、長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、地域住民及び地域の防災士等が中心となって避難所の適切な運営を行うための体制を構築する。

○自主防災組織や町内在住の防災士に対して、スキルアップ研修等を開催し、地域の防災リーダーの育成を図る。また、町内の防災士による組織として「防災士エキスパートえちぜん（B E E）」を設立しており、組織による活動を通じて地域防災力の向上を目指す。

### **リスクシナリオ**

#### **2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

##### **(集落連絡手段の強化)**

○孤立する可能性がある集落と連絡する町道の耐災害性の向上のほか、狭あい道路や林道、橋梁の改良を促進する。

○孤立する恐れのある集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や、その緊急離着陸場の確保に努めるとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応する体制を構築する。

○町外を含め各種団体と、広域的な災害協定の締結を推進し、速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制を構築する。

##### **(地域防災活動の推進)**

○平時から、避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、地域による見守り活動を行うなど支援体制を構築する。

### **リスクシナリオ**

#### **2-4 大規模な自然災害による被災地の医療機能の麻痺や感染症の同時発生**

##### **(医療支援体制の整備)**

○平時から丹生郡医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時に速やかに応急医療ができる体制を整備する。

○避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施するための体制を整備する。

○関係機関からの医療品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。

##### **(感染症等の対策・衛生面の確保)**

○避難所での疫病・感染症等の発生やまん延を防ぐため、平時における予防接種の促進や避難所における疾病・感染症等の拡大防止対策の強化を図る。

○感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう、県や関連事業者との防疫業務の協力体制の充実を図る。

○災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。

**【目標】③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する**

**リスクシナリオ**

**3-1 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下**

**(行政の業務継続体制の整備)**

○大規模な地震災害時においても業務継続を図り、被災からの復旧・復興を迅速に行うため、必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。

○本町業務継続計画（BCP）について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る。

○発災時の行政システムの停止に備え、迅速に稼働を再開するための体制づくりを構築するとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

○他の自治体や各種機関からの応援を円滑に受け入れるため、本町受援計画に基づき、速やかな応援要請と受入体制を整える。

**(停電時に使用可能な情報通信機器の研究)**

○停電時に使用できる情報通信機器について、先進地の事例なども収集し研究する。

**【目標】④大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る**

**リスクシナリオ**

**4-1 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞**

**(事業所等の業務継続体制の促進)**

○企業等は、関係業界団体との協力体制のもとBCPを策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。また、町は、企業等がBCPを策定するにあたり必要な支援を行う。

○企業における防災計画の策定や町総合防災訓練への参加など、防災体制の強化を図る。

○被災した事業者に対し、金融機関や商工会等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する。

○発災後の労働力確保対策としての災害時就労支援制度の整備について、ハローワーク武生（武生公共職業安定所）と連携し検討を進める。

**【目標】⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

**リスクシナリオ**

**5-1 上下水道施設の長期間にわたる機能停止**

**(水道施設の耐震化・老朽化対策)**

○災害時においても安定して水道水を供給するため、耐震基準を満たしていない浄水場や配水池の耐震化を推進する。

○大規模災害に備え、医療施設に至るまでの管路を第1優先とするほか、基幹管路として位置付けてい

る導水管・送水管・配水本管の耐震化を推進する。

#### **(ライフラインの維持)**

○水道事業において大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した水道供給機能を早期に復旧させる業務継続計画を策定する。

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する。

○給水車や備蓄物資の保存水など、町総合防災訓練等を活用し、町民に飲料水を配給する体制を構築する。

#### **(汚水処理施設等の整備・老朽化対策)**

○公共下水道処理施設は越前町ストックマネジメント計画、農業集落排水処理施設は越前町最適整備構想、漁業集落排水処理施設は越前町機能保全計画に基づき、それぞれ長寿命化及び耐震化を図る。

○前段の計画等に基づき管路の調査を行い、管路の更生や布設替えにより耐震化を進めるとともに、液状化対策も考慮した整備を行う。

#### **(汚水処理施設等の災害対応体制の強化)**

○本町業務継続計画（地震・津波・水害編）について、地震津波発生時及び洪水ハザードマップで想定される下水道施設の浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等の充実を図る。

○災害時における下水施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害時応援協定を締結する。

## **リスクシナリオ**

### **5-2 交通ネットワークの機能停止**

#### **(道路交通網の確保)**

○町道の整備を計画的に行うことで、災害時における公共交通ネットワークを確保し、耐災害性の強化を図る。

○土砂災害等による道路等の寸断を防ぐため、道路施設（法面等）の耐災害性の強化を図る。

○国や県、県内市町などが参加する、「福井県道路メンテナンス会議」において、橋梁等の耐震化診断結果などの情報を共有し、継続的な連携を図る。

○町が管理する緊急輸送道路（東気比庄線）の路面下の空洞による道路陥没を未然に防ぎ、安全・安心な交通を確保するため、路面下空洞調査を実施する。

○災害時においても、町民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する。

○災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、町建設業会との協力体制を構築するとともに、国や県と連携し、迅速に対応できる道路啓開体制を整備する。

**【目標】⑥地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する**

**リスクシナリオ**

**6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興等の大幅な遅れ**

**(生活環境の保全)**

- 本町における災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、町民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する。
- 災害廃棄物処理計画の策定については、県の計画と整合性を図るとともに、収集運搬体制や仮置場の確保、仮設焼却炉の設置、他市町・団体との連携、町民への広報手段などを具体的に盛り込むこととする。

**リスクシナリオ**

**6-2 復興を支える人材等の不足による復旧・復興等の大幅な遅れ**

**(復旧・復興の促進)**

- 甚大な災害に対応するため、広域的な災害協定の締結を推進する。
- 町道区域となっている民有地の測量及び分筆登記を行い、町道と民有地との境界を確定することにより、町への所有権の移転を進める。

**リスクシナリオ**

**6-3 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧・復興等の大幅な遅れ**

**(地域防災力の向上)**

- 若年層の消防団への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、町は自主防災組織の活動を支援する。

**(治安の維持)**

- 平時から地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊によるパトロールを定期的を実施するなど、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る。
- 地域全体の犯罪抑止効果をねらいとし、防犯カメラの設置を促進する。

## 2 施策分野ごとの施策方針

### ① 行政機能／防災・消防

- 消防団員の必要人員を確保するとともに、消防活動の拠点となる分団車庫の整備や団員の装備等の充実を図る。
- 避難想定人数に基づき算定した3日分の食料・飲料水等の備蓄や、妊婦や乳幼児、アレルギー児を持つ家庭の避難も考慮した対応の強化を図る。
- 地区公民館などは、地域における災害時の活動拠点を担う施設であることから、新築を含め施設の耐震化と、洋式便器の設置などによるバリアフリー化を計画的に進め、避難者等の安全確保や利便性の向上に努める。
- 避難所での感染症対策として、マスク等のごみを適正に廃棄し二次感染を防ぐ。
- 大規模な地震災害時においても業務継続を図り、被災からの復旧・復興を迅速に行うため、必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。
- 本町業務継続計画（BCP）について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る。
- 発災時の行政システムの停止に備え、迅速に稼働を再開するための体制づくりを構築するとともに、訓練等を通じて実効性を高める。
- 他の自治体や各種機関からの応援を円滑に受け入れるため、本町受援計画に基づき、速やかな応援要請と受入体制を整える。
- 本町業務継続計画（地震・津波・水害編）について、地震津波発生時及び洪水ハザードマップで想定される下水道施設の浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等の充実を図る。
- 住宅用防火・防災機器等の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を推進し、町民の防火意識の高揚を図るとともに、町民参加型の訓練を実施する。
- 事業所に対する立入検査を実施し、火災危険を排除するとともに、初期消火訓練や防火研修を通して、自衛消防組織の育成強化を図る。
- 大規模火災に対応するため、消防車両や防火水槽、消火栓などの消防水利の点検・整備を、計画的に実施する。
- 原子力災害時に、円滑な住民避難を可能にするため、県が実施する原子力防災訓練に積極的に参加するとともに、町による避難誘導訓練等を実施する。
- 甚大な災害に対応するため、広域的な災害協定の締結を推進する。

### ② 住宅・都市／土地利用・国土保全

- 旧耐震基準で建設された木造住宅に住居している町民に対して、耐震化・不燃化の必要性と支援制度の周知を強化し、耐震化・不燃化を推進する。
- 避難経路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者に対して、撤去の必要性と支援制度の周知を強化し撤去を促進する。
- 災害発生時に緊急避難場所となる公園や広場を整備し、防災公園としての機能向上を図る。
- 国や県が実施する河川改修事業の促進を図るとともに、氾濫の危険がある町管理の普通河川について

も浚渫等を行うなど適切な管理を行う。

○浸水被害を未然に防ぐため、県に対し和田川排水機場の適正な運転管理と施設の更新を要望する。また、天王川ニヶ用水堰や、和田川南部排水機場等の河川管理施設についても、緊急性が高い順に整備・更新を行う。

○浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線の拡充や排水ポンプの設置等を検討する。

○町民の安全・安心を確保するため、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除去を支援する。

○県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害の危険性の高い個所の対策を計画的に実施する。

○災害時においても安定して水道水を供給するため、耐震基準を満たしていない浄水場や配水池の耐震化を推進する。

○大規模災害に備え、医療施設に至るまでの管路を第1優先とするほか、基幹管路として位置付けている導水管・送水管・配水本管の耐震化を推進する。

○水道事業において大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した水道供給機能を早期に復旧させる業務継続計画を策定する。

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する。

○公共下水道処理施設は越前町ストックマネジメント計画、農業集落排水処理施設は越前町最適整備構想、漁業集落排水処理施設は越前町機能保全計画に基づき、それぞれ長寿命化及び耐震化を図る。

○前段の計画等に基づき管路の調査を行い、管路の更生や布設替えにより耐震化を進めるとともに、液状化対策も考慮した整備を行う。

○災害時における下水施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害時応援協定を締結する。

○町道区域となっている民有地の測量及び分筆登記を行い、町道と民有地との境界を確定することにより、町への所有権の移転を進める。

### ③ 防災教育

○平時から津波ハザードマップを活用し、避難場所や沿岸住民とともに設定した避難経路等を周知するとともに、津波対応訓練を重ねて、津波発生時に避難できる体制を構築する。

○手摺の設置や段差の解消など、高齢者及び障がい者に配慮した避難路の整備を行うとともに、県が設定した津波浸水想定区域に基づく「津波避難計画」を策定する。

○国や県の動向を踏まえて、洪水ハザードマップの浸水想定区域等を適宜見直すとともに、マップを活用して、福井地方気象台等が発表する防災情報の収集や伝達方法、避難行動等を町民に周知し、水害に対する町民の危機管理意識の向上を図る。

○土砂災害の危険性が高い地域について、県による土砂災害警戒区域等の指定に基づき、土砂災害ハザードマップを修正するとともに、町民に対して土砂災害を想定した避難訓練を実施し、避難場所や経路などについて周知を図る。

### ④ 保健医療・福祉／衛生

○要配慮者利用施設について、避難訓練の実施について助言や指導を行うなど、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める。

○平時から民生委員等が担当する地域の要支援者を把握することができるよう、町が作成する避難行動

要支援者名簿の対象者に関する情報共有を促進する。また、リスクを最小限に、なおかつ、安全安心に避難ができるよう、個別避難マニュアル等を整備する。

○避難所には、衛生物品やその他健康管理に必要な物品の整備を行う。

○指定避難所以外にも分散避難をするための施設を確保し、指定避難所と同様の健康管理体制を構築する。

○平時から、避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、地域による見守り活動を行うなど支援体制を構築する。

○平時から丹生郡医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時に速やかに応急医療ができる体制を整備する。

○県や丹生郡医師会、鯖江丹生消防組合等の協力を得て、患者の搬送体制を確保する。

○避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施するための体制を整備する

○関係機関からの医療品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。

○避難所での疾病・感染症等の発生やまん延を防ぐため、平時における予防接種の促進や避難所における疾病・感染症等の拡大防止対策の強化を図る。

○感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう、県や関連事業者との防疫業務の協力体制の充実を図る。

○災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。

○本町における災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、町民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する。

○災害廃棄物処理計画の策定については、県の計画と整合性を図るとともに、収集運搬体制や仮置場の確保、仮設焼却炉の設置、他市町・団体との連携、町民への広報手段などを具体的に盛り込むこととする。

## ⑤ 地域防災・コミュニティ

○自治会等が行う雪かきを支援するため、町が保有するハンドガイド除雪機を無償で貸し出す。

○雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの町民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援の充実を図る。

○大きな除雪効果が得られるよう、町民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う。

○自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対し支援を行い、地域防災力の向上を図るとともに、防災訓練や研修等を通して防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する。

○町が実施する総合防災訓練で住民参加型の避難所運営訓練を行い、長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、地域住民及び地域の防災士等が中心となって避難所の適切な運営を行うための体制を構築する。

○自主防災組織や町内在住の防災士に対して、スキルアップ研修等を開催し、地域の防災リーダーの育成を図る。また、町内の防災士による組織として「防災士エキスパートえちぜん（B E E）」を設立しており、組織による活動を通じて地域防災力の向上を目指す。

○若年層の消防団への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、町は自主防災組織の活動を支援する。

- 平時から地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊によるパトロールを定期的を実施するなど、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る。
- 地域全体の犯罪抑止効果をねらいとし、防犯カメラの設置を促進する。

## ⑥ 産業・農林漁業

- 大規模地震及び大型台風発生時の津波、高潮による海岸付近の住宅被害や町民の被災を軽減するため、離岸堤の設置や漁港施設の機能強化を図る。
- 水田の治水機能を有効に利用するため、大雨時には水田の排水口を絞る堰板を設置するなど、排水路への流出を抑制し浸水被害を軽減する。また、事業対象者である地権者及び耕作者に対して、効果の周知と事業への理解を求め、浸水地域以外の上流域にも事業の拡大を図る。
- 農業用ため池としての使用実態がなく、大雨等により決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるため池（防災重点ため池）について、調査実施計画を策定するとともに、廃止に必要な対策工事を行う。
- 土砂災害の防止や被害軽減のため、森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、森林組合や自伐林家による間伐、植林等の森林整備を支援する。
- 企業等は、関係業界団体との協力体制のもと BCP を策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。また、町は、企業等が BCP を策定するにあたり必要な支援を行う。
- 企業における防災計画の策定や町総合防災訓練への参加など、防災体制の強化を図る。
- 被災した事業者に対し、金融機関や商工会等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する。
- 発災後の労働力確保対策としての災害時就労支援制度の整備について、ハローワーク武生（武生公共職業安定所）と連携し検討を進める。

## ⑦ 交通・物流

- 津波避難経路上の町道橋について、長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うなど、適正に維持管理を行う。
- 地下水や河川水の最大限の利用を考慮した上で、雪寒道路等における消雪設備の整備を推進するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する。
- 除雪路線の増加に伴い、オペレーターや除雪機械台数の確保が困難な状況にあることから、建設業以外の異業種企業の参入や町職員の除雪オペレーターを確保するほか、他の自治体や関係機関との連携強化を図る。
- 事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する県土木事務所などに対し迅速な対応を要請する。
- 公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との情報共有を強化するとともに、町民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整備する。
- 大雪災害時でも安定して燃料供給を行うため、燃料の搬入路線を確保するとともに、流通在庫情報の収集に努める。
- 災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する。
- 長期に渡り避難所生活を強いられた場合に、避難所への生鮮食料品を提供できるよう、民間事業者等

との災害協定の締結を推進する。

○孤立する可能性がある集落と連絡する町道の耐災害性の向上のほか、狭あい道路や林道、橋梁の改良を促進する。

○給水車や備蓄物資の保存水など、町総合防災訓練等を活用し、町民に飲料水を配給する体制を構築する。

○町道の整備を計画的に行うことで、災害時における公共交通ネットワークを確保し、耐災害性の強化を図る。

○土砂災害等による道路等の寸断を防ぐため、道路施設（法面等）の耐災害性の強化を図る。（都市整備課）

○国や県、県内市町などが参加する、「福井県道路メンテナンス会議」において、橋梁等の耐震化診断結果などの情報を共有し、継続的な連携を図る。

○災害時においても、町民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する。

○災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、町建設業会との協力体制を構築するとともに、国や県と連携し、迅速に対応できる道路啓開体制を整備する。

## ⑧情報通信

○防災行政無線の災害情報等を的確に伝えるため、町内全ての世帯に戸別受信機を整備する。

○外国人を含めた全ての町民に災害情報を的確に伝えるため、情報共有媒体の多重化・多言語化を図る。

○防災拠点（避難所・避難場所等）において、大規模災害時でも迅速かつ確実に情報伝達できるよう、だれもが使用できる公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う。

○停電時に使用できる情報通信機器について、先進地の事例なども収集し研究する。

## ⑧ 学校・教育

○災害発生時に避難所に位置付けられている小中学校について、想定される避難者数や災害種別のリスクを十分に考慮の上、安全性や必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を踏まえた整備を促進する。

○学校の登下校中に津波が発生するなど、校外で災害に遭うことも想定されることから、学校関係者に加えて地域の協力も得ながら、実践的な防災教育を実施する。

○学校において、危機管理マニュアルの整備・見直しを行うとともに、小中学校の児童・生徒に対し町が実施する総合防災訓練への参加を促す。また、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災教育を計画的に実施する。

○全小中学校の教職員が県主催の防災教室をはじめ、危機対処能力と判断力を高める研修などに参加し、学校の防災管理・防災教育の充実を図る。

○災害時の避難所となる小中学校グラウンド等に、非常用貯水装置を整備するとともに、応急給水体制を整備する。

○気候の変動の備え、石油ストーブの整備や毛布・寝袋などの防寒用備蓄品を増強するとともに、熱中

症対策として、小中学校体育館などに空調設備を整備する。

○避難者や要配慮者が支障なく過ごせるよう、小中学校に洋式便器や備蓄型トイレ、調理器具等を設置するとともに、体育館の建替え、大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフリー化を推進し、利便性の向上に努める。

## 第7章 施策の重点化

### 1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策に優先順位を付け重点化しながら進める必要がある。

本計画では、国及び県の計画における重点項目を参考に、過去の災害状況や地域特性を踏まえ、以下の12項目について、関連する取組みの重点化を図る。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う住宅・建物の大規模な倒壊や大規模火災の発生による死傷者の発生
	1-2	大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生
	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生による死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-4	被災地による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-2	交通ネットワークの機能停止

## 第8章 計画の推進・進捗管理・見直し

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもとで取り組んでいく必要がある。

また、地域の強靱化に向けて、国や県、近隣市町、関係事業者、町民などとの協働・連携を進めることが極めて重要であり、平時から様々な取組みを通じた関係構築を進め、効果的な施策の推進に努める。

### 2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、施策ごとの指標や関連事業などの進捗状況を毎年度把握するなど、定期的なフォローアップを行う。

また、関連事業の進捗状況や各種取組みの成果を踏まえ、町の予算への反映や国・県・関係機関などへ働きかけを行うなど、施策の推進につながるPDCAサイクルを構築する。

### 3 計画の見直し

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を考慮し概ね5年ごとに見直しを行うが、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜見直しを実施する。

また、国・県の計画や関連する他の計画等の見直し状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、他の計画との整合性を図る。

## (別紙 1) 脆弱性評価結果

### 1 リスクシナリオごとの施策方針

#### 【目標】①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### リスクシナリオ

#### 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物の大規模な倒壊や大規模火災の発生による死傷者の発生 (住宅・建築物等の耐震化等の促進)

○旧耐震基準で建設された木造住宅に住居している町民に対して、耐震化・不燃化の必要性と支援制度の周知を強化し、耐震化・不燃化を推進する必要がある。

#### (避難場所および避難経路の整備)

○避難経路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者に対して、撤去の必要性と支援制度の周知を強化し撤去を促進する必要がある。

○災害発生時に緊急避難場所となる公園や広場を整備し、防災公園としての機能向上を図る必要がある。

○災害発生時に避難所に位置付けられている小中学校について、想定される避難者数や災害種別のリスクを十分に考慮の上、安全性や必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を踏まえた整備を促進する必要がある。

#### (消防活動体制の確保・装備等の充実)

○消防団員の必要人員を確保するとともに、消防活動の拠点となる分団車庫の整備や団員の装備等の充実を図る必要がある。

##### リスクシナリオ

#### 1-2 大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

#### (津波対策の推進)

○大規模地震及び大型台風発生時の津波、高潮による海岸付近の住宅被害や町民の被災を軽減するため、離岸堤の設置や漁港施設の機能強化を図る必要がある。

○平時から津波ハザードマップを活用し、避難場所や沿岸住民とともに設定した避難経路等を周知するとともに、津波対応訓練を重ねて、津波発生時に避難できる体制を構築する必要がある。

○学校の登下校中に津波が発生するなど、校外で災害に遭うことも想定されることから、学校関係者に加えて地域の協力も得ながら、実践的な防災教育を実施する必要がある。

○手摺の設置や段差の解消など、高齢者及び障がい者に配慮した避難路の整備を行うとともに、県が設定した津波浸水想定区域に基づく「津波避難計画」を策定する必要がある。

○津波避難経路上の町道橋について、長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うなど、適正に維持管理を行う必要がある。

##### リスクシナリオ

#### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生

### **(洪水ハザードマップの周知・活用)**

○国や県の動向を踏まえて、洪水ハザードマップの浸水想定区域等を適宜見直すとともに、マップを活用して、福井地方気象台等が発表する防災情報の収集や伝達方法、避難行動等を町民に周知し、水害に対する町民の危機管理意識の向上を図る必要がある。

### **(河川改修等の治水対策の推進)**

○国や県が実施する河川改修事業の促進を図るとともに、氾濫の危険がある町管理の普通河川についても浚渫等を行うなど適切な管理を行う必要がある。

○浸水被害を未然に防ぐため、県に対し和田川排水機場の適正な運転管理と施設の更新を要望する。また、天王川ニヶ用水堰や、和田川南部排水機場等の河川管理施設についても、緊急性が高い順に整備・更新を行う必要がある。

○水田の治水機能を有効に利用するため、大雨時には水田の排水口を絞る堰板を設置するなど、排水路への流出を抑制し浸水被害を軽減する。また、事業対象者である地権者及び耕作者に対して、効果の周知と事業への理解を求め、浸水地域以外の上流域にも事業の拡大を図る必要がある。

○農業用ため池としての使用実態がなく、大雨等により決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるため池（防災重点ため池）について、調査実施計画を策定するとともに、廃止に必要な対策工事を行う必要がある。

○浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線の拡充や排水ポンプの設置等を検討する必要がある。

### **(防災教育等の推進)**

○要配慮者利用施設について、避難確保計画未作成の施設には早期作成を促すとともに、避難訓練の実施について助言や指導を行うなど、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。

## **リスクシナリオ**

### **1-4 暴風雪や豪雪等に伴う道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生による死傷者の発生**

#### **(道路の除雪体制の強化)**

○地下水や河川水の最大限の利用を考慮した上で、雪寒道路等における消雪設備の整備を推進するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する必要がある。

○除雪路線の増加に伴い、オペレーターや除雪機械台数の確保が困難な状況にあることから、建設業以外の異業種企業の参入や町職員の除雪オペレーターを確保するほか、他の自治体や関係機関との連携強化を図る必要がある。

○事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する県土木事務所などに対し迅速な対応を要請する必要がある。

#### **(公共交通の安全で安定した運行の確保)**

○公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との情報共有を強化するとともに、町民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整備する必要がある。

#### **(車両等の運行における燃料の確保)**

○大雪災害時でも安定して燃料供給を行うため、燃料の搬入路線を確保するとともに、流通在庫情報の収集に努める必要がある。

#### **(地域防災力の向上)**

○除雪車位置情報システムを活用し、町民に対して除雪に関する状況を適切かつ迅速に発信する必要がある。

○自治会等が行う雪かきを支援するため、町が保有するハンドガイド除雪機を無償で貸し出す必要がある。

○雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの町民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援の充実を図る必要がある。

○大きな除雪効果が得られるよう、町民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う必要がある。

#### **(空き家対策の推進)**

○町民の安全・安心を確保するため、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除去を支援する必要がある。

### **リスクシナリオ**

#### **1-5 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生**

##### **(土砂災害対策の推進)**

○土砂災害の危険性が高い地域について、県の再調査による土砂災害警戒区域の追加指定に基づき、土砂災害ハザードマップを修正するとともに、町民に対して土砂災害を想定した避難訓練を実施し、避難場所や経路などについて周知を図る必要がある。

○県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害の危険性の高い個所の対策を計画的に実施する必要がある。

○土砂災害の防止や被害軽減のため、森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、森林組合や自伐林家による間伐、森林環境譲与税を活用した植林等の森林整備を支援する必要がある。

### **リスクシナリオ**

#### **1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生**

##### **(町民等への情報伝達体制の強化)**

○防災行政無線の災害情報等を的確に伝えるため、町内全ての世帯に戸別受信機を整備する必要がある。

○外国人を含めた全ての町民に災害情報を的確に伝えるため、情報共有媒体の多重化・多言語化を図る必要がある。

○防災拠点（避難所・避難場所等）において、大規模災害時でも迅速かつ確実に情報伝達できるよう、だれもが利用できる公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う必要がある。

○観光客等など町内訪問者に災害情報が伝達できるよう、町内訪問者が気軽に使える防災アプリ等の整備を促進する必要がある。

##### **(地域防災力の向上)**

○平時から民生委員等が担当する地域の要支援者を把握することができるよう、町が作成する避難行動要支援者名簿の対象者に関する情報共有を促進する。また、リスクを最小限に、なおかつ、安全安心に避難ができるよう、個別避難マニュアル等を整備する必要がある。

○自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対し支援を行い、地域防災力の向上を図るとともに、防災訓練や研修等を通して防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する必要がある。

ある。

#### (防災教育の推進)

○学校において、危機管理マニュアルの整備・見直しを行うとともに、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災教育を計画的に実施する必要がある。

○全小中学校の教職員が県主催の防災教室をはじめ、危機対処能力と判断力を高める研修などに参加し、学校の防災管理・防災教育の充実を図る必要がある。

### 【目標】②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

#### リスクシナリオ

##### 2-1 避難所での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### (物資供給体制の整備)

○災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する必要がある。

○長期に渡り避難所生活を強いられた場合に、避難所への生鮮食料品を提供できるよう、民間事業者等との災害協定の締結を推進する必要がある。

○物資の輸送路が寸断された場合でも、安定して物資供給を行うため、輸送用ドローンの配備や離着陸ポート等を整備する必要がある。

#### (応急給水体制の整備・生活必需品の備蓄強化・避難所の環境整備)

○災害時の避難所となる小中学校グラウンド等に、非常用貯水装置を整備するとともに、応急給水体制を整備する必要がある。

○避難想定人数に基づき算定した3日分の食料・飲料水等の備蓄や、妊婦や乳幼児、アレルギー児を持つ家庭の避難も考慮した対応の強化を図る必要がある。

○気候の変動の備え、石油ストーブの整備や毛布・寝袋などの防寒用備蓄品を増強するとともに、熱中症対策として、小中学校体育館などに空調設備を整備する必要がある。

#### (避難所等における感染症等の拡大防止)

○避難所には、衛生物品やその他健康管理に必要な物品の整備を行う必要がある。

○指定避難所以外にも分散避難をするための施設を確保し、指定避難所と同様の健康管理体制を構築する必要がある。

#### リスクシナリオ

##### 2-2 避難所の運営機能の崩壊による避難所生活の長期化

#### (避難所のバリアフリー化の推進・避難所の生活環境の向上)

○地区公民館などは、地域における災害時の活動拠点を担う施設であることから、新築を含め施設の耐震化と、洋式便器の設置などによるバリアフリー化を計画的に進め、避難者等の安全確保や利便性の向上に努める必要がある。

○避難者や要配慮者が支障なく過ごせるよう、小中学校に洋式便器や備蓄型トイレ、調理器具等を設置するとともに、体育館の建替え、大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフ

リー化を推進し、利便性の向上に努める必要がある。

○気候の変動の備え、石油ストーブの整備や毛布・寝袋などの防寒用備蓄品を増強するとともに、熱中症対策として、小中学校体育館などに空調設備を整備する。

#### **(避難所の適切な運営)**

○町が実施する総合防災訓練で住民参加型の避難所運営訓練を行い、長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、地域住民及び地域の防災士等が中心となって避難所の適切な運営を行うための体制を構築する必要がある。

○自主防災組織や町内在住の防災士に対して、スキルアップ研修等を開催し、地域の防災リーダーの育成を図る。また、町内の防災士による組織として「防災士エキスパートえちぜん（B E E）」を設立しており、組織による活動を通じて地域防災力の向上を目指す必要がある。

### **リスクシナリオ**

#### **2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生**

##### **(集落連絡手段の強化)**

○孤立する可能性がある集落と連絡する町道の耐災害性の向上のほか、狭あい道路や林道、橋梁の改良を促進する必要がある。

○孤立する恐れのある集落への輸送手段としてヘリコプターの利用や、その緊急離着陸場の確保に努めるとともに、緊急輸送時に関係機関と連携して対応する体制を構築する必要がある。

○町外を含め各種団体と、広域的な災害協定の締結を推進し、速やかに孤立集落までの経路を啓開できる体制を構築する必要がある。

##### **(地域防災活動の推進)**

○平時から、避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、地域による見守り活動を行うなど支援体制を構築する必要がある。

### **リスクシナリオ**

#### **2-4 大規模な自然災害による被災地の医療機能の麻痺や感染症の同時発生**

##### **(医療支援体制の整備)**

○平時から丹生郡医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時に速やかに応急医療ができる体制を整備する必要がある。

○避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施するための体制を整備する必要がある。

○関係機関からの医療品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する必要がある。

##### **(感染症等の対策・衛生面の確保)**

○避難所での疫病・感染症等の発生やまん延を防ぐため、平時における予防接種の促進や避難所における疾病・感染症等の拡大防止対策の強化を図る必要がある。

○感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう、県や関連事業者との防疫業務の協力体制の充実を図る必要がある。

○災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する必要がある。

## 【目標】③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### リスクシナリオ

#### 3-1 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

##### (行政の業務継続体制の整備)

○大規模な地震災害時においても業務継続を図り、被災からの復旧・復興を迅速に行うため、必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める必要がある。

○本町業務継続計画（BCP）について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る必要がある。

○発災時の行政システムの停止に備え、迅速に稼働を再開するための体制づくりを構築するとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。

○他の自治体や各種機関からの応援を円滑に受け入れるため、本町受援計画に基づき、速やかな応援要請と受入体制を整える必要がある。

##### (停電時に使用可能な情報通信機器の研究)

○停電時に使用できる情報通信機器について、先進地の事例なども収集し研究する必要がある。

## 【目標】④大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

### リスクシナリオ

#### 4-1 人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞

##### (事業所等の業務継続体制の促進)

○企業等は、関係業界団体との協力体制のもとBCPを策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。また、町は、企業等がBCPを策定するにあたり必要な支援を行う必要がある。

○企業における防災計画の策定や町総合防災訓練への参加など、防災体制の強化を図る必要がある。

○被災した事業者に対し、金融機関や商工会等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する必要がある。

○発災後の労働力確保対策としての災害時就労支援制度の整備について、ハローワーク武生（武生公共職業安定所）と連携し検討を進める必要がある。

## 【目標】⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### リスクシナリオ

#### 5-1 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

##### (水道施設の耐震化・老朽化対策)

○災害時においても安定して水道水を供給するため、耐震基準を満たしていない浄水場や配水池の耐震化を推進する必要がある。

○大規模災害に備え、医療施設に至るまでの管路を第1優先とするほか、基幹管路として位置付けている導水管・送水管・配水本管の耐震化を推進する必要がある。

### (ライフラインの維持)

○水道事業において大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した水道供給機能を早期に復旧させる業務継続計画を策定する必要がある。

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。

○給水車や備蓄物資の保存水など、町総合防災訓練等を活用し、町民に飲料水を配給する体制を構築する必要がある。

### (汚水処理施設等の整備・老朽化対策)

○公共下水道処理施設は越前町ストックマネジメント計画、農業集落排水処理施設は越前町最適整備構想、漁業集落排水処理施設は越前町機能保全計画に基づき、それぞれ長寿命化及び耐震化を図る必要がある。

○前段の計画等に基づき管路の調査を行い、管路の更生や布設替えにより耐震化を進めるとともに、液状化対策も考慮した整備を行う必要がある。

### (汚水処理施設等の災害対応体制の強化)

○本町業務継続計画（地震・津波・水害編）について、地震津波発生時及び洪水ハザードマップで想定される下水道施設の浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等の充実を図る必要がある。

○災害時における下水施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害時応援協定を締結する必要がある。

## リスクシナリオ

### 5-2 交通ネットワークの機能停止

#### (道路交通網の確保)

○町道の整備を計画的に行うことで、災害時における公共交通ネットワークを確保し、耐災害性の強化を図る必要がある。

○土砂災害等による道路等の寸断を防ぐため、道路施設（法面等）の耐災害性の強化を図る必要がある。

○国や県、県内市町などが参加する、「福井県道路メンテナンス会議」において、橋梁等の耐震化診断結果などの情報を共有し、継続的な連携を図る必要がある。

○町が管理する緊急輸送道路（東気比庄線）の路面下の空洞による道路陥没を未然に防ぎ、安全・安心な交通を確保するため、路面下空洞調査を実施する必要がある。

○災害時においても、町民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。

○災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、町建設業会との協力体制を構築するとともに、国や県と連携し、迅速に対応できる道路啓開体制を整備する必要がある。

## 【目標】⑥地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧できる条件を整備する

### リスクシナリオ

#### 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興等の大幅な遅れ

### **(生活環境の保全)**

○本町における災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、町民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

○災害廃棄物処理計画の策定については、県の計画と整合性を図るとともに、収集運搬体制や仮置場の確保、仮設焼却炉の設置、他市町・団体との連携、町民への広報手段などを具体的に盛り込むこととする必要がある。

## **リスクシナリオ**

### **6-2 復興を支える人材等の不足による復旧・復興等の大幅な遅れ**

#### **(復旧・復興の促進)**

○甚大な災害に対応するため、広域的な災害協定の締結を推進する必要がある。

○町道区域となっている民有地の測量及び分筆登記を行い、町道と民有地との境界を確定することにより、町への所有権の移転を進める必要がある。

## **リスクシナリオ**

### **6-3 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等による復旧・復興等の大幅な遅れ**

#### **(地域防災力の向上)**

○若年層の消防団への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、町は自主防災組織の活動を支援する必要がある。

#### **(治安の維持)**

○平時から地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊によるパトロールを定期的を実施するなど、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る必要がある。

○地域全体の犯罪抑止効果をねらいとし、防犯カメラの設置を促進する必要がある。

## 2 施策分野ごとの施策方針

### ① 行政機能／防災・消防

- 消防団員の必要人員を確保するとともに、消防活動の拠点となる分団車庫の整備や団員の装備等の充実を図る必要がある。
- 避難想定人数に基づき算定した3日分の食料・飲料水等の備蓄や、妊婦や乳幼児、アレルギー児を持つ家庭の避難も考慮した対応の強化を図る必要がある。
- 地区公民館などは、地域における災害時の活動拠点を担う施設であることから、新築を含め施設の耐震化と、洋式便器の設置などによるバリアフリー化を計画的に進め、避難者等の安全確保や利便性の向上に努める必要がある。
- 避難所での感染症対策として、マスク等のごみを適正に廃棄し二次感染を防ぐ必要がある。
- 大規模な地震災害時においても業務継続を図り、被災からの復旧・復興を迅速に行うため、必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める必要がある。
- 本町業務継続計画（BCP）について、訓練で確認し評価・検証を行いながら、より実効性のある計画として見直しを図るとともに、資源の確保や非常時優先業務の確認、業務実施マニュアルの周知徹底を図り、職員の意識高揚と定着を図る必要がある。
- 発災時の行政システムの停止に備え、迅速に稼働を再開するための体制づくりを構築するとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。
- 他の自治体や各種機関からの応援を円滑に受け入れるため、本町受援計画に基づき、速やかな応援要請と受入体制を整える必要がある。
- 本町業務継続計画（地震・津波・水害編）について、地震津波発生時及び洪水ハザードマップで想定される下水道施設の浸水被害に対する対応や、電力、燃料等の長期的、広域的な供給停止に対する対応等の充実を図る必要がある。
- 住宅用防火・防災機器等の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を推進し、町民の防火意識の高揚を図るとともに、町民参加型の訓練を実施する必要がある。
- 事業所に対する立入検査を実施し、火災危険を排除するとともに、初期消火訓練や防火研修を通して、自衛消防組織の育成強化を図る必要がある。
- 大規模火災に対応するため、消防車両や防火水槽、消火栓などの消防水利の点検・整備を、計画的に実施する必要がある。
- 原子力災害時に、円滑な住民避難を可能にするため、県が実施する原子力防災訓練に積極的に参加するとともに、町による避難誘導訓練等を実施する必要がある。
- 甚大な災害に対応するため、広域的な災害協定の締結を推進する必要がある。

### ② 住宅・都市／土地利用・国土保全

- 旧耐震基準で建設された木造住宅に住居している町民に対して、耐震化・不燃化の必要性と支援制度の周知を強化し、耐震化・不燃化を推進する必要がある。
- 避難経路に面した倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者に対して、撤去の必要性と支援制度の周知を強化し撤去を促進する必要がある。
- 災害発生時に緊急避難場所となる公園や広場を整備し、防災公園としての機能向上を図る必要がある。

る。

○国や県が実施する河川改修事業の促進を図るとともに、氾濫の危険がある町管理の普通河川についても浚渫等を行うなど適切な管理を行う必要がある。

○浸水被害を未然に防ぐため、県に対し和田川排水機場の適正な運転管理と施設の更新を要望する。また、天王川ニヶ用水堰や、和田川南部排水機場等の河川管理施設についても、緊急性が高い順に整備・更新を行う必要がある。

○浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線の拡充や排水ポンプの設置等を検討する必要がある。

○町民の安全・安心を確保するため、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除去を支援する必要がある。

○県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害の危険性の高い個所の対策を計画的に実施する必要がある。

○災害時においても安定して水道水を供給するため、耐震基準を満たしていない浄水場や配水池の耐震化を推進する必要がある。

○大規模災害に備え、医療施設に至るまでの管路を第1優先とするほか、基幹管路として位置付けている導水管・送水管・配水本管の耐震化を推進する必要がある。

○水道事業において大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した水道供給機能を早期に復旧させる業務継続計画を策定する必要がある。

○大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。

○公共下水道処理施設は越前町ストックマネジメント計画、農業集落排水処理施設は越前町最適整備構想、漁業集落排水処理施設は越前町機能保全計画に基づき、それぞれ長寿命化及び耐震化を図る必要がある。

○前段の計画等に基づき管路の調査を行い、管路の更生や布設替えにより耐震化を進めるとともに、液状化対策も考慮した整備を行う必要がある。

○災害時における下水施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害時応援協定を締結する必要がある。

○町道区域となっている民有地の測量及び分筆登記を行い、町道と民有地との境界を確定することにより、町への所有権の移転を進める必要がある。

### ③ 防災教育

○平時から津波ハザードマップを活用し、避難場所や沿岸住民とともに設定した避難経路等を周知するとともに、津波対応訓練を重ねて、津波発生時に避難できる体制を構築する必要がある。

○手摺の設置や段差の解消など、高齢者及び障がい者に配慮した避難路の整備を行うとともに、県が設定した津波浸水想定区域に基づく「津波避難計画」を策定する必要がある。

○国や県の動向を踏まえて、洪水ハザードマップの浸水想定区域等を適宜見直すとともに、マップを活用して、福井地方気象台等が発表する防災情報の収集や伝達方法、避難行動等を町民に周知し、水害に対する町民の危機管理意識の向上を図る必要がある。

○土砂災害の危険性が高い地域について、県による土砂災害警戒区域等の指定に基づき、土砂災害ハザードマップを修正するとともに、町民に対して土砂災害を想定した避難訓練を実施し、避難場所や経路などについて周知を図る必要がある。

#### ④ 保健医療・福祉／衛生

- 要配慮者利用施設について、避難訓練の実施について助言や指導を行うなど、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。
- 平時から民生委員等が担当する地域の要支援者を把握することができるよう、町が作成する避難行動要支援者名簿の対象者に関する情報共有を促進する。また、リスクを最小限に、なおかつ、安全安心に避難ができるよう、個別避難マニュアル等を整備する必要がある。
- 避難所には、衛生物品やその他健康管理に必要な物品の整備を行う必要がある。
- 指定避難所以外にも分散避難をするための施設を確保し、指定避難所と同様の健康管理体制を構築する必要がある。
- 平時から、避難行動要支援者の把握や台帳の整備に努め、地域による見守り活動を行うなど支援体制を構築する必要がある。
- 平時から丹生郡医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時に速やかに応急医療ができる体制を整備する必要がある。
- 県や丹生郡医師会、鯖江・丹生消防組合等の協力を得て、患者の搬送体制を確保する必要がある。
- 避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施するための体制を整備する必要がある。
- 関係機関からの医療品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する必要がある。
- 避難所での疾病・感染症等の発生やまん延を防ぐため、平時における予防接種の促進や避難所における疾病・感染症等の拡大防止対策の強化を図る必要がある。
- 感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう、県や関連事業者との防疫業務の協力体制の充実を図る必要がある。
- 災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する必要がある。
- 本町における災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、町民の生活環境の保全と、速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
- 災害廃棄物処理計画の策定については、県の計画と整合性を図るとともに、収集運搬体制や仮置場の確保、仮設焼却炉の設置、他市町・団体との連携、町民への広報手段などを具体的に盛り込むこととする必要がある。

#### ⑤ 地域防災・コミュニティ

- 自治会等が行う雪かきを支援するため、町が保有するハンドガイド除雪機を無償で貸し出す必要がある。
- 雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの町民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援の充実を図る必要がある。
- 大きな除雪効果が得られるよう、町民に対して除雪協力依頼と啓発、周知を行うとともに、除雪作業時の安全対策について事前の注意喚起を行う必要がある。
- 自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対し支援を行い、地域防災力の向上を図るとともに、防災訓練や研修等を通して防災意識の向上と、自助・共助による地域防災体制の構築を促進する必要がある。

○町が実施する総合防災訓練で住民参加型の避難所運営訓練を行い、長期に渡る避難所生活を余儀なくされた場合であっても、地域住民及び地域の防災士等が中心となって避難所の適切な運営を行うための体制を構築する必要がある。

○自主防災組織や町内在住の防災士に対して、スキルアップ研修等を開催し、地域の防災リーダーの育成を図る。また、町内の防災士による組織として「防災士エキスパートえちぜん（B E E）」を設立しており、組織による活動を通じて地域防災力の向上を目指す必要がある。

○若年層の消防団への加入を促進し、住民自らが、自助・共助による地域防災体制を構築するとともに、地域防災の新たな担い手の創出に繋がるよう、町は自主防災組織の活動を支援する必要がある。

○平時から地域の防犯意識を高揚させる啓発を行うとともに、防犯隊によるパトロールを定期的実施するなど、防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る必要がある。

○地域全体の犯罪抑止効果をねらいとし、防犯カメラの設置を促進する必要がある。

## ⑥ 産業・農林漁業

○大規模地震及び大型台風発生時の津波、高潮による海岸付近の住宅被害や町民の被災を軽減するため、離岸堤の設置や漁港施設の機能強化を図る必要がある。

○水田の治水機能を有効に利用するため、大雨時には水田の排水口を絞る堰板を設置するなど、排水路への流出を抑制し浸水被害を軽減する。また、事業対象者である地権者及び耕作者に対して、効果の周知と事業への理解を求め、浸水地域以外の上流域にも事業の拡大を図る必要がある。

○農業用ため池としての使用実態がなく、大雨等により決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるため池（防災重点ため池）について、調査実施計画を策定するとともに、廃止に必要な対策工事を行う必要がある。

○土砂災害の防止や被害軽減のため、森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、森林組合や自伐林家による間伐、植林等の森林整備を支援する必要がある。

○企業等は、関係業界団体との協力体制のもと BCP を策定し、非常時にも事業継続できるよう努める。また、町は、企業等が BCP を策定するにあたり必要な支援を行う必要がある。

○企業における防災計画の策定や町総合防災訓練への参加など、防災体制の強化を図る必要がある。

○被災した事業者に対し、金融機関や商工会等と連携を図り、事業活動の再開に向けた相談や支援を行うことができる体制を整備する必要がある。

○発災後の労働力確保対策としての災害時就労支援制度の整備について、ハローワーク武生（武生公共職業安定所）と連携し検討を進める必要がある。

## ⑦ 交通・物流

○津波避難経路上の町道橋について、長寿命化修繕計画に基づき点検を実施し、必要に応じて修繕等を行うなど、適正に維持管理を行う必要がある。

○地下水や河川水の最大限の利用を考慮した上で、雪寒道路等における消雪設備の整備を推進するとともに、道路除排雪等に対する十分な財政支援を国等へ要望する必要がある。

○除雪路線の増加に伴い、オペレーターや除雪機械台数の確保が困難な状況にあることから、建設業以外の異業種企業の参入や町職員の除雪オペレーターを確保するほか、他の自治体や関係機関との連携強化を図る必要がある。

- 事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する県土木事務所などに対し迅速な対応を要請する必要がある。
- 公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との情報共有を強化するとともに、町民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整備する必要がある。
- 大雪災害時でも安定して燃料供給を行うため、燃料の搬入路線を確保するとともに、流通在庫情報の収集に努める必要がある。
- 災害発生時の物資供給、物資搬送に関して、各種団体や民間事業者と協定を締結するなど連携を強化する必要がある。
- 長期に渡り避難所生活を強いられた場合に、避難所への生鮮食料品を提供できるよう、民間事業者等との災害協定の締結を推進する必要がある。
- 孤立する可能性がある集落と連絡する町道の耐災害性の向上のほか、狭あい道路や林道、橋梁の改良を促進する必要がある。
- 給水車や備蓄物資の保存水など、町総合防災訓練等を活用し、町民に飲料水を配給する体制を構築する必要がある。
- 町道の整備を計画的に行うことで、災害時における公共交通ネットワークを確保し、耐災害性の強化を図る必要がある。
- 土砂災害等による道路等の寸断を防ぐため、道路施設（法面等）の耐災害性の強化を図る必要がある。
- 国や県、県内市町などが参加する、「福井県道路メンテナンス会議」において、橋梁等の耐震化診断結果などの情報を共有し、継続的な連携を図る必要がある。
- 災害時においても、町民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。
- 災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、町建設業会との協力体制を構築するとともに、国や県と連携し、迅速に対応できる道路啓開体制を整備する必要がある。

## ⑧ 情報通信

- 防災行政無線の災害情報等を的確に伝えるため、町内全ての世帯に戸別受信機を整備する必要がある。
- 外国人を含めた全ての町民に災害情報を的確に伝えるため、情報共有媒体の多重化・多言語化を図る必要がある。
- 防災拠点（避難所・避難場所等）において、大規模災害時でも迅速かつ確実に情報伝達できるよう、だれもが使用できる公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う必要がある。
- 停電時に使用できる情報通信機器について、先進地の事例なども収集し研究する必要がある。

## ⑨ 学校・教育

- 災害発生時に避難所に位置付けられている小中学校について、想定される避難者数や災害種別のリスクを十分に考慮の上、安全性や必要な機能、円滑な運営方法、教育活動の早期再開を踏まえた整備を促進する必要がある。
- 学校の登下校中に津波が発生するなど、校外で災害に遭うことも想定されることから、学校関係者に

加えて地域の協力も得ながら、実践的な防災教育を実施する必要がある。

○学校において、危機管理マニュアルの整備・見直しを行うとともに、小中学校の児童・生徒に対し町が実施する総合防災訓練への参加を促す。また、自分の身を自ら守る力をつけるため、様々な災害に対応できる避難訓練の実施に加え、学習場面等を活用して学年毎の発達段階に応じた防災教育を計画的に実施する必要がある。

○全小中学校の教職員が県主催の防災教室をはじめ、危機対処能力と判断力を高める研修などに参加し、学校の防災管理・防災教育の充実を図る必要がある。

○災害時の避難所となる小中学校グラウンド等に、非常用貯水装置を整備するとともに、応急給水体制を整備する必要がある。

○気候の変動の備え、石油ストーブの整備や毛布・寝袋などの防寒用備蓄品を増強するとともに、熱中症対策として、小中学校体育館などに空調設備を整備する必要がある。

○避難者や要配慮者が支障なく過ごせるよう、小中学校に洋式便器や備蓄型トイレ、調理器具等を設置するとともに、体育館の建替え、大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフリー化を推進し、利便性の向上に努める必要がある。

## (別紙2) 個別具体的施策

### 1 個別施策分野

#### ①行政機能／防災・消防

- 消防活動体制の整備【1-1】
- 非常食・飲料水等の備蓄品の整備【2-1】
- 避難生活環境の整備【1-1】【2-1】【2-2】【2-4】
- 業務継続体制の整備【3-1】【5-1】

#### ②住宅・都市／土地利用・国土保全

- 木造住宅の耐震化・不燃化【1-1】
- 河川改修事業の促進【1-3】
- 土砂災害対策の推進【1-5】
- 避難経路の確保【1-1】【1-2】【2-3】【5-2】
- ライフラインの整備【1-4】【2-3】【5-1】【5-2】

#### ③防災教育

- ハザードマップの更新及び周知【1-2】【1-3】【1-5】【5-1】
- 避難誘導體制の整備【1-1】【1-2】【1-3】【1-5】【2-2】【2-3】

#### ④保健医療・福祉／衛生

- 避難行動要支援者の支援体制の整備【1-2】【1-3】【2-3】
- 要配慮者の避難生活の支援【2-1】【2-2】
- 被災時の医療体制の整備【2-4】【5-1】
- 避難所における感染症対策の強化【2-1】【2-4】
- 災害廃棄物処理計画の策定【6-1】

#### ⑤地域防災・コミュニティ

- 地域防災リーダーの育成【2-2】【6-3】
- 自主防災組織の活動支援【1-6】【2-2】【6-3】
- 地域防災力の向上【1-4】【1-6】【2-2】【2-3】【6-3】
- 治安の維持【6-3】

#### ⑥産業・農林漁業

- 津波対策の推進【1-2】
- 治水・治山対策の推進【1-3】【1-5】

⑦交通・物流

道路交通網の確保【1-2】【1-4】【2-3】【5-2】 ※次表を参照

町道事業箇所表

【社会資本整備総合交付金事業】

番号	工種	事業箇所	事業概要	事業量	事業期間		全体事業費 (百万円)	備考
					開始	終了		
1	改築	(2) 宝泉寺グラウンド線ほか1路線	道路改良	250m	H25	R08	770	社会資本総合整備計画
2	改築	(2) 上野・蟬口線	道路改良	250m	H30	R09	150	
3	雪寒	(1) 白山線ほか147路線	除雪	157.2km	R07	R11	184	
4	雪寒	(1) 白山線ほか147路線	除雪機械	5台	R07	R11	77	
5	雪寒	(1) 鎌坂蔭山線	消雪整備	1,100m	R05	R09	150	
6	雪寒	(2) 乙坂線ほか1路線	消雪整備	800m	R05	R08	117	

【公共施設等適正管理推進事業】

番号	工種	事業箇所	事業概要	事業量	事業期間		全体事業費 (百万円)	備考
					開始	終了		
1	舗装	(1) 寺・八田線	舗装補修	1,147m	R01	R10	280	舗装の個別施設計画
2	舗装	(他) 茂原道口線	舗装補修	1,200m				
3	舗装	(1) 新庄気比庄線	舗装補修	900m				
4	舗装	(1) 細野・上戸線	舗装補修	1,347m				
5	舗装	(1) 窯業試験場線	舗装補修	400m				
6	舗装	(1) 中央線	舗装補修	1,005m				
7	舗装	(1) 枋川線	舗装補修	400m				
8	舗装	(1) 蚊谷寺線	舗装補修	500m				
9	舗装	(1) 朝日近田線	舗装補修	648m				
10	舗装	(1) 小曽原・古屋バイパス線	舗装補修	1,281m				
11	舗装	(1) 広野・佐々生線	舗装補修	700m				
12	舗装	(1) 沖田・笈松線	舗装補修	200m				

【道路メンテナンス事業】

番号	工種	事業箇所	事業概要	事業量	事業期間		全体事業費 (百万円)※	備考
					開始	終了		
1	点検	(1) 枋川線ほか	橋梁点検	217橋	H27	継続	75	越前町橋梁長寿命化修繕計画 越前町トンネル長寿命化修繕計画 越前町ロックシェッド長寿命化修繕計画
2	点検	(1) 美濃等2号線ほか	トンネル・シェッド点検	9箇所	H29	継続	11	
3	補修	(1) 枋川線ほか	橋梁補修	41橋	H27	継続	124	
4	補修	(1) 美濃等2号線ほか	トンネル・シェッド補修	6箇所	H26	継続	74	

※5か年（R6～R10）の費用を記載

【都市構造再編集中支援事業】

番号	工種	事業箇所	事業概要	事業量	事業期間		全体事業費 (百万円)	備考
					開始	終了		
1	雪寒	(1) 本通線	消雪整備	3箇所	R05	R09	123	都市再生整備計画
2	雪寒	(1) 中央線	消雪整備	480m	R05	R09	82	朝日まちなか地区

⑧情報通信

防災行政無線の整備【1-6】

情報伝達手段の多重化・多様化の促進【1-4】【1-6】

災害時の情報伝達手段の確保【1-6】

⑨学校・教育

学校の防災管理・防災教育の充実【1-1】【1-2】【1-6】【2-1】

目標指標(KPI)進捗管理表

【別紙3】

施策区分	目標指標	単位	2024年度実績 (令和6年度)	2025年度見込 (令和7年度)	2030年度目標 (令和12年度)	2035年度目標 (令和17年度)	指標の考え方・根拠	備考
1-1-1.道路網の整備	町道の改良延長	km	239.1	240.3	245.3	250.3	地区要望を精査し道路改良整備工事を行う延長 1km/年	
	町道の消雪設備延長	m	19,869	19,869	21,119	21,119	町道乙坂線、町道乙坂神玉線 L=770m 町道中央線 L=480m	
1-1-2.水道の整備	水道管耐震化率	%	4.6	4.6	8	15	急所施設である導水管、送水管及び重要拠点までの配水管の耐震化を進める。	
1-1-3.下水道の整備	下水道管耐震化率	%	6.6	6.6	8	10	下水処理場から重要拠点までの管路の耐震化を進める。	
1-1-8.総合的な空き家対策の推進	管理不全の空き家等が解消された件数	件/年	7	11	10	10	行政措置に基づく修繕や、除却支援事業の活用により除却された空き家等の件数	
1-2-1.災害の予防	天王川改修に伴う護岸整備延長	km	1.74	1.77	3.6	4	天王川改修事業(第2期 H15～R15)の総延長2.0km(護岸延長4.0km)	
1-2-2.防災・救急体制の充実	自主防災組織数	団体	79	80	100	120	地域防災力の向上のため、各自治会において防災組織を設立し、災害時に対応できるような組織を育成していく	
	防災士数	人	131	140	150	160	地域防災力の向上のため、各地区において書時に対応できるような防災士を育成していく	